

資料提供

令和5年4月12日

○担当課：農林水産部畜産課

担当者：課長補佐（総括）齋藤 学

電話：029-301-3977 県庁内線 3973

○担当課：総務部人事課（処分関係）

担当者：課長補佐 會澤 淳平

電話：029-301-2278 県庁内線 2275

畜産センター職員（正職員・技師）のひき逃げ（R4.2月）に係る刑確定による失職について

令和4年2月11日（金）、畜産センターに勤務する職員が、ひき逃げ容疑で逮捕された旨、お知らせしたところです。

本事案について、本年3月28日（火）に水戸地方裁判所において、自動車運転処罰法に基づく過失運転致傷及び道路交通法違反により「懲役1年2か月（執行猶予3年）」の判決が出されました。職員は控訴せず、刑が確定したため、地方公務員法に基づき、本日付で失職となりましたのでお知らせいたします。

職員がひき逃げ事件により有罪となりましたことにつきましては、県民の皆様からの信用を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。また、今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止に努めてまいります。

1 事件の概要

（1）事件を起こした職員：畜産センター 技師 藤井 浩（53歳） 男性

（2）概要

令和4年2月10日（木）午前5時24分頃、笠間市内を自家用車で走行中、進路前方を進行中の被害者の自転車に自車を衝突させ、傷害（全治14日間を要する外傷性くも膜下出血及び骨癒合まで約115日間を要する左足関節骨折）を負わせる交通事故を起こしましたが、被害者に傷害を負わせながらその後救護を行わず、畜産センターに出勤しました。

当日午後、職員の破損した車について、職場の上司からその理由を聞かれたところ、ひき逃げを認め、午後4時頃に笠間署に出頭し、ひき逃げの疑いで逮捕されました。

水戸地方検察庁から自動車運転処罰法に基づく過失運転致傷、道路交通法違反により、令和5年1月26日（木）付で起訴され、2月2日（木）付で起訴休職となりました。

3月28日（火）水戸地裁で「懲役1年2か月（執行猶予3年）」の判決を受けましたが職員は控訴期限（4月11日）までに控訴せず、刑が確定しました。

2 職員の失職

職員は刑の確定に伴い、失職しました（令和5年4月12日付け）。

（根拠法令：地方公務員法第28条第4項）

3 再発防止策

本日付で職員の綱紀粛正と再発防止の徹底について、改めて全部局に通知しました。

また、農林水産部内では、全職員に対して別途注意喚起のメールを発出するとともに、部課長会議において、職員の綱紀粛正の徹底と再発防止について改めて指導いたします。